

# さめき水田営農だより

## 「さめきの夢2009」の生産拡大で 所得向上を図りましょう



麦は、使用する農業機械が水稻と共通であることから、**少ない投資で規模拡大**ができます。冬場の休耕地に作付けすれば、経営所得安定対策等の交付金を含め安定した収入が得られるうえに、雑草を生やさないなど農地の維持管理も可能です。特に実需者の増産要望が強い小麦「さめきの夢2009」の作付拡大をきっかけに、水田の有効活用を進めましょう。

### 「さめきの夢2009」のメリット

【高い単収】 基本技術を守って作れば「さめきの夢2000」より高い単収が期待できます。

10a当たり収量

| さめきの夢2009 | さめきの夢2000 |
|-----------|-----------|
| 549kg/10a | 470kg/10a |

※香川県農業試験場(供試年 平成20～22年播)

【収入増加】 単収増加が期待できることから、数量払で支払われる経営所得安定対策等の畑作物の直接支払交付金においても有利です。

【お知らせ】 「平成26年度 香川県麦づくり推進研修大会」を開催します。

期日：平成26年8月4日(月)午後

場所：丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス(丸亀市綾歌町栗熊西)大ホール

# 平成26年度 産地交付金の内容が確定しました

産地交付金は、「①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等が支援されます。国から配分された資金枠の範囲内で、設定した、助成内容(交付対象作物・取組・単価等)は以下のとおりです。すでに作付・収穫が終了している作物もありますが、これから作付可能な作物もありますので、是非活用を検討ください。

## 1 麦・大豆の生産振興

### (1) 麦担い手集積加算

担い手の経営の安定を図ることで、将来に向けて安定した麦生産を確保するため加算

- 【加算対象者】 販売目的で麦類を生産する担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)
- 【加算対象面積】 平成26年産の麦類(二毛作を含む)の水田・畑における作付面積(ただし、種子麦は水田のみ)
- 【加算単価】 4,000円/10a  
※集落営農法人・認定農業者・認定就農者が法人格を有する場合は、2,000円/10aを加算  
※「さめきの夢2009」を作付けした場合、2,500円/10aを加算
- 【留意点】 畑(これまで種々の助成金の助成対象外であった田を含む)の場合、農業共済に加入していること及び下表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。

#### 麦の生産性向上のための技術等メニュー(畑のみ)

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| ①土地利用集積      | 加算対象者が自ら作業している作付面積の合計が50a超であること |
| ②土壌改良        | 堆肥の導入・活用を含む                     |
| ③耕うん同時施肥播種栽培 |                                 |
| ④高度施肥管理      | 生育診断に基づく追肥の施用等                  |
| ⑤営農排水対策等     | 事前浅耕、明渠、畝立て、土入れなど               |
| ⑥共同乾燥調製施設の利用 |                                 |

### (2) 麦作拡大加算

実需者ニーズに即した効果的な生産拡大のため加算

- 【加算対象者】 販売目的で麦類を生産する販売農家・集落営農
- 【加算対象面積】 平成25年産から26年産の麦類(二毛作を含む)の水田・畑における作付拡大面積(ただし種子麦は水田のみ)
- 【加算単価】 11,000円/10a
- 【留意点】 畑(これまで種々の助成金の助成対象外であった田を含む)の場合、農業共済に加入していること及び表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。

### (3) 大豆担い手集積加算

担い手の経営の安定を図ることで、将来に向けて安定した大豆生産を確保するため加算

- 【加算対象者】 販売目的で大豆を生産する担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)
- 【加算対象面積】 平成26年産の白・黒大豆(二毛作を含む)の水田・畑(黒大豆は除く)における作付面積
- 【加算単価】 15,000円/10a
- 【留意点】 畑(これまで種々の助成金の助成対象外であった田を含む)の場合、農業共済に加入していること及び表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。

#### 大豆の生産性向上のための技術等メニュー(畑のみ)

- |                      |
|----------------------|
| ①中耕培土の2回以上の実施        |
| ②汎用型コンバイン又はバインダーの利用  |
| ③耕起・施肥・播種の同時施行技術の実施  |
| ④子実等水分測定による適期収穫の実施   |
| ⑤畝間灌水の実施             |
| ⑥病害虫発生予察に基づく効率的防除の実施 |
| ⑦無人ヘリコプターによる防除の実施    |

## 2 多様な水稻の生産拡大

### (1) 備蓄米生産助成

備蓄米の生産安定を図り将来に向けて安定した水稻生産面積を確保するために助成

【助成対象者】 備蓄米を生産する販売農家・集落営農

【対象作物】 備蓄米

【助成単価】 7,500円／10a



### (2) 新規需要米生産加算

主食用米の生産数量目標の減少や農業者の水稻の作付意向を考慮し、生産調整の円滑な推進や農地の有効活用の観点から加算

【加算対象者】 販売目的で新規需要米を生産する販売農家・集落営農

【対象作物】 新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)

【加算単価】 12,000円／10a

※担い手の経営安定を図る目的から、担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)の場合は、3,000円／10aを加算

※自給率向上を進める観点から、担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)が多収性専用品種を作付けする場合(WCS用稲は除く)は、2,000円／10aを加算

【留意点】 実需者等に売り渡され、又は自家利用契約に基づいて利用されていること。表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。



#### 新規需要米の生産性向上のための技術等メニュー

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ① 専用品種の利用               | ② 直播栽培    |
| ③ 田植え同時防除               | ④ 側条施肥の実施 |
| ⑤ 高度施肥管理〔生育診断に基づく追肥施用等〕 |           |
| ⑥ 共同乾燥調整施設の利用           |           |

### (3) 加工用米生産加算

加工用米を安定的に生産するため加算

【加算対象者】 販売目的で加工用米を生産する販売農家・集落営農

【対象作物】 加工用米

【加算単価】 12,000円／10a

【留意点】 表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上該当するか、取り組む必要があります。

#### 加工用米の生産性向上のための技術等メニュー

- |                            |
|----------------------------|
| ① 担い手(集落営農・認定農業者・認定就農者)の作付 |
| ② 高度施肥管理〔生育診断に基づく追肥施用等〕    |
| ③ 共同乾燥調整施設の利用              |

### 3 園芸作物などの生産振興



#### (1) 主要園芸品目助成(野菜)

主要な園芸品目(産出額上位9園芸品目の野菜)の産地の活性化に向け助成

【助成対象者】 販売目的で9園芸品目(野菜)を生産する販売農家・集落営農

【対象作物】 水田に作付する平成26年産の9園芸品目(表作のみ)

【助成対象作物及び単価】

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| レタス、ブロッコリー、アスパラガス | 15,000円／10a |
| 青ネギ、イチゴ、キュウリ      | 13,000円／10a |
| トマト               | 10,000円／10a |
| ニンニク              | 8,000円／10a  |
| タマネギ              | 5,000円／10a  |

【留意点】 同一ほ場で同一又は別の対象作物が2回以上作付けされる場合は、1回限りの交付とします。

#### (2) 新主要園芸品目拡大助成(野菜)

露地栽培が中心となる野菜の面積拡大で、夏場の水田の有効活用推進のため助成

【助成対象者】 販売目的で5園芸品目(レタス、ブロッコリー、青ネギ、ニンニク、タマネギ)を生産する販売農家・集落営農

【対象作物】 平成25年産から26年産で水田に作付拡大する5園芸品目(レタス、ブロッコリー、青ネギ、ニンニク、タマネギ)(表作のみ)

【助成単価】 10,000円／10a(拡大面積)

#### (3) 地域特産物助成等

地域の実情を踏まえ、多種多様な地域特産物の安定生産を図るため助成

各地域協議会が選定した地域特産物等の作付面積に対して助成。

詳細は、各地域協議会へ御確認ください。



#### (4) そば、なたね作付助成

戦略作物助成から産地交付金への移行に伴い設定

【助成対象者】 販売目的でそば、なたねを生産する販売農家・集落営農

【対象作物】 水田に作付けする平成26年産のそば、なたね

【助成単価】 基幹作: 20,000円／10a、二毛作: 15,000円／10a

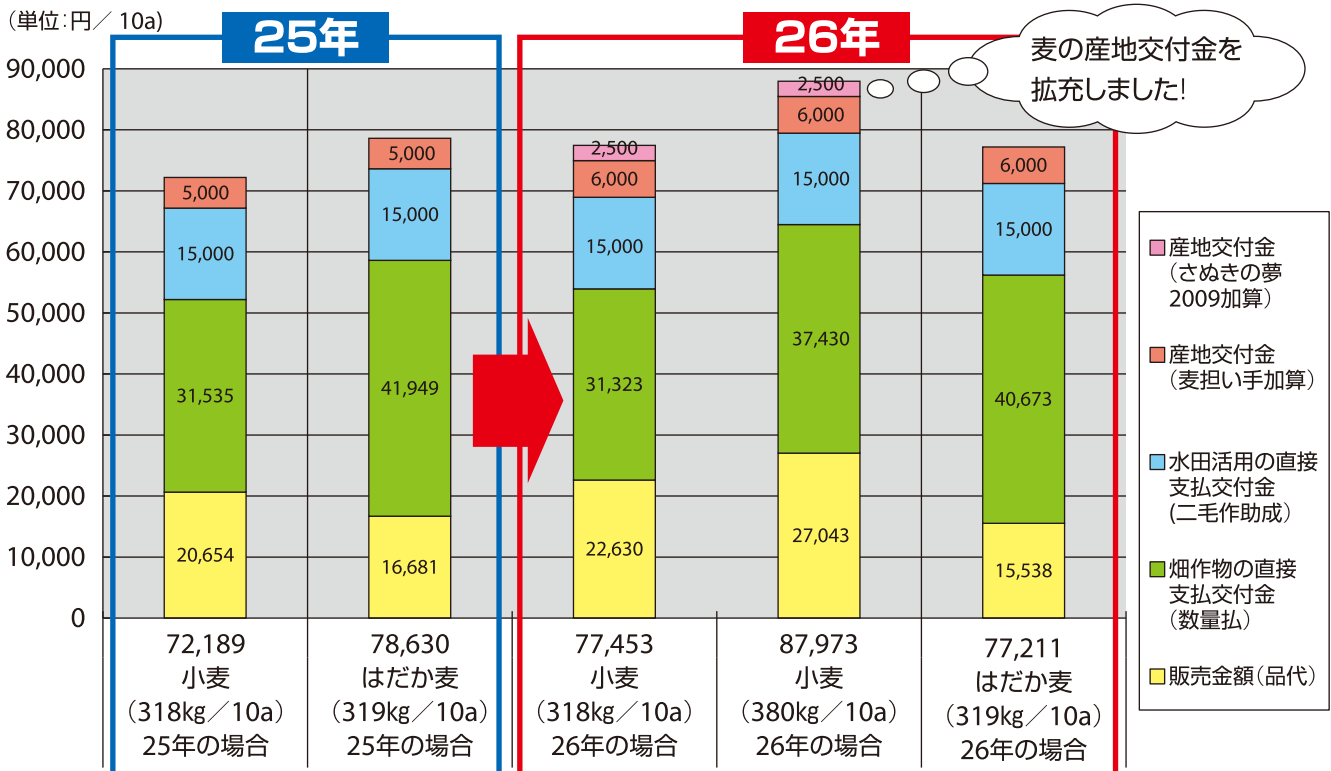
【留意点】 実需者との契約に基づく栽培であること。

排水溝の設置やうね立て栽培など、排水対策を実施すること。

##### 【留意事項】

- ① 交付対象となるのは、平成26年度に収穫された対象作物で、販売目的で生産された場合です。平成27年度に収穫されるもの及び自家消費の作物は対象となりません。
- ② 作物別の作付実績が計画面積を上回った場合、助成単価が減額調整される場合があります。
- ③ 国から県に追加配分される予定の、「飼料用米・米粉用米の多収性専用品種への取組」、「加工用米の複数年契約(3年間)の取組」、「備蓄米の平成26年産政府備蓄米の買入入札による落札分」、「そば・なたねの作付けの取組」分については、本助成内容に追加して助成されるものではありません。

# 経営所得安定対策等における麦の収入イメージ(試算)



※単 収 小麦単収318kg、はだか麦単収319kgは19～25年産(7中5)平均。

※販 売 金 額 平成26年産、25年産落札指標価格(税込)から算出。

※数量払の単価 小麦1等Bランク、はだか麦1等Aランクの場合。

※産 地 交 付 金 認定農業者、集落営農、認定就農者で法人格を有する場合で算定。

## 「さめきの夢」生産拡大加速化事業を活用して生産拡大を!

「さめきの夢2009」の増産要望に応えるため、県とJA香川県が共同で小麦の大規模作付の担い手を支援します。

### 【対象者】

認定農業者、認定就農者、集落営農組織※

※JA香川県の1支店1農場構想に基づく法人で、市町より認定農業者の認定をされている法人は含みます。その他詳細はお問い合わせ下さい。



### 【対象範囲】

小麦「さめきの夢2009」の作付面積が前年実績と比較して、面積維持もしくは拡大しようとする対象者で、平成26年播き(平成27年産)小麦の作付面積に応じて、10haを超える部分をA区分、8ha以上10ha未満分をB区分として助成する。

### 【助成額】

A区分(10haを超える部分) 4,500円/10a以内 (県1/2、JA1/2助成)

B区分(8ha以上10ha未満分) 3,000円/10a以内 (県1/2、JA1/2助成)

### 【申請先】

助成を受けようとする対象者は、10月末までにJA香川県地区営農センターに計画書の提出が必要です。

**重要**

# 平成27年産の経営所得安定対策等の見直し後における対象者要件について ＜畑作物の直接支払交付金(ゲタ)・米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)＞

農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室資料から作成  
([http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/keiei/26minaooshi.html](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/keiei/26minaooshi.html))  
今後、変更される可能性もあります。

平成27年産から、制度の対象を担い手に限定し、助成金を支払う仕組みへ転換されます。  
この交付金の対象者は、

- 1) 認定農業者
  - 2) 認定新規就農者
  - 3) 一定の要件を満たす集落営農組織
- で、いずれも規模要件は課されません。

## 対象者となる「担い手」は、すべて認定、 または、要件を満たす必要



### 1) 認定農業者になるには・・・

- ①5年後の目標とその達成に向けた方策とする「農業経営改善計画」を作成し、市町へ提出します。
- ②市町は、計画内容が育成すべき農業経営の規模や所得(400万円程度)等の目標などに照らして適切か、確実に計画が達成される見込みであるかを審査し、計画を認定します(計画内容等によっては、認定されない場合があります)。
- ③これら認定を受けた農業者が認定農業者であり、認定後は、本計画に基づき経営改善を実施します。

### 2) 認定新規就農者になるには・・・

- 就農予定者や就農5年以内の新規就農者を対象とした制度で、「青年等就農計画」を作成し、市町が、育成すべき新規就農者の農業経営の規模や所得(250万円程度)等の目標などに照らして適切か、確実に計画が達成される見込みであるかを審査し、計画の認定を受けた者が認定新規就農者となります(計画内容等によっては、認定されない場合があります)。
- ※これまで知事から認定を受けた者で、対策に加入を希望される方は、今年度中に市町の認定を受ける必要があります(10月以降、県から市町に認定が移管予定)。



### 3) 一定の要件を満たす集落営農の要件とは・・・

- ①「組織の規約の作成」  
(代表者を定め、組織の規約を作成する)
- ②「対象作物の共同販売経理の実施」  
(組織の口座を通じ、構成員全員で費用負担し、利益を分配する)
- ③「農業経営の法人化」
- ④「地域における農地利用の集積」  
※①、②は基本要件で、③、④は、規約や総会資料などを確認し、市町が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱われる予定です。



**これから先、米麦を中心に栽培を続けるためには、「担い手」として対象者になることが重要です！  
農地を守るとともに、農業経営の安定のため、これからの経過期間の中で、検討してみませんか。**

#### ●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課  
香川県農政水産部 農業生産流通課  
香川県農業再生協議会 HP

TEL:087-825-2503  
TEL:087-832-3418  
<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>